

門司港地域複合公共施設整備事業の今後の進め方について（報告）

門司港地域複合公共施設整備事業に係る令和6年度旧門司駅舎関連遺構の発掘調査の結果、及び事業の今後の進め方について報告するもの。

1 発掘調査の状況について

（1）調査期間

令和6年8月26日（月）から令和6年11月中旬

（2）調査面積

770m²

（3）調査概要

昨年度実施した発掘調査で確認できた遺構の広がりや、試掘調査結果を踏まえ、発掘調査を実施

（4）調査状況

別紙資料のとおり

2 現地説明会の開催について

（1）開催日 令和6年10月19日（土）、30日（水）

（2）参加者 延べ約310人

3 発掘調査の今後の対応

現地での記録調査終了後、作成した記録類の精査、出土品の図化や文献等との照合調査等を行い、発掘調査報告を取りまとめる予定

4 事業の今後の進め方

現地での発掘調査終了後、速やかに造成工事に着手予定

旧門司駅舎跡2区 発掘調査現地説明会

2024年10月19日(土)

1.はじめに

本遺跡は門司区清瀧2丁目4番に所在する。門司区は九州島の最北端に位置する企救半島にあり、関門海峡を挟んで、本州島と対向する。区の大部分を占める企救山地は、周囲に崖地形が発達しており、その間には狭小な谷底平野がわずかに広がる。調査区は企救山地の北側に位置する標高194mの三角山の北側に広がる低地部に位置し、眼前には海が広がる地域である。なお、調査区の南半部は地山である黄色土が露出するが、北半部では地山を削ったと考えられる造成土が厚く堆積している。1区の調査ではこの境界付近に近世と考えられる石垣が確認されている。

2.旧門司駅舎跡2区の調査概要

今回の調査区では石垣9面・布基礎7条・煉瓦遺構13箇所・基礎15基・コンクリート柱3箇所・コンクリート柱5本・土管2本・鉄管2本・土坑3基・溝3条など多くの遺構が確認された。

石垣

石垣は調査区の南側と東側を中心に確認され、そのほとんどが間知石を布積みしたものである。1区の調査で確認された1~3号石垣は東側延長部分を確認している。

このうち、2号石垣は最上段に天端石が確認され、下部の石垣よりも5cmほど外(北)側に張り出す。また、この上面には煉瓦が貼り付いていた痕跡があり、上部構造は煉瓦造であったと考えられるが、東側の一部ではコンクリートの痕跡もあり、何らかの改修・改築が行われたことが想定される。

5号石垣は1区で確認されていたものの延長線上にあり、東西方向に延びている。東側では煉瓦造の2号溝と交差するが、この溝の側壁は石垣石材としっかりと接した状態で積まれており、両者は併存したものと考えられる。また、東端部には8号石垣が直交して接続し、その北側にある7号石垣は5号石垣と並行している。これらの石垣はコの字形状に並び、一連の建物(7号建物)を構成するものだと考えられる。

4号石垣は4号布基礎の上部に位置しており、本来はこの布基礎の上部全体に石垣が並んでいたと考えられる。この4号石垣・4号布基礎の西側延長線上には1号布基礎が確認されており、両者は本来一連の遺構であったと考えられる。また、4号と向かい合う位置にある2号布基礎には、栗石に貼り付くようにコンクリートが残って



遺跡の位置 (1/25,000)



調査範囲 (1/2,500)



3号建物全景 (北から)



5号建物と周辺の遺構群 (北東から)



6号建物検出状況 (上が南東)

おり、ここに間知石の跡形が残っている。このことから、4号と同様に上部に石垣が構築されていたことがわかる。

煉瓦遺構

煉瓦遺構は調査区の東側と北側で確認され、特に東側に集中している。

2号煉瓦遺構は1区の調査で3号建物とした遺構の続きで、L字状に残存している。その下部にはコンクリート礎盤と布基礎(3・7号)が確認でき、これらは方形に巡っていることから、煉瓦遺構も本来は方形に配置されていたと考えられる。

1・4号煉瓦遺構は間を1号コンクリート柱によって隔てられているが、一連の遺構だと考えられる。上部の削平が大きく、煉瓦は1~2段程度しか残っていないが、煉瓦下にコンクリート基礎が確認できる。また、9号煉瓦遺構は1・4号に並行しており、これらは同じ建物(6号建物)を構築していた可能性が高い。

11号煉瓦遺構は南北方向に延びており、高さ約90cmを測る。3つの区画に分かれており、長さは北部150cm、中央部90cm、南部110cmで、南端部はコンクリート管によって壊されている。中央部のみ長手積みだが、他はイギリス積みである。また、南・北部は中央部側にそれぞれ縦方向の溝が造られており、この間には扉や窓枠のような構造物を差し込めるようになっていたと考えられる。これらのことから、本来、中央部は開口部であり、後から煉瓦一列分を積みげ、閉塞したものと考えられる。

3.2区調査で確認された建物について

今回の調査区で確認された石垣、布基礎、煉瓦遺構、コンクリート基礎には建物を構成する遺構が含まれている。駅構内に存在する建物については明治30年(『明治三十年十一月師団対抗演習記事』附図及附表付)、大正5年頃(旧門司駅構内図)、昭和8年(門司港駅水道平面図)などの比較的精度の高い図面があり、これらを参照して建物を推定することが可能である。

3号建物は大正期に記載される「油倉庫」の位置に相当すると考えられ、この建物は明治、昭和の段階では確認できないため、門司駅の移転後に建築され、昭和になって貨物上屋の建築に伴って、解体されたと考えられる。

5号建物は大正期の図面に記されている「倉庫」に相当するものである。昭和36年の空中写真(国土地理院撮影)には、まだ同規模の建物が確認できるが、昭和44年の空中写真では周辺は更地になってしまっており、この間に解体されたことがわかる。また、石垣の北側には3号コンクリートが接続している。後に付け足されたものではあるが、西側が階段状となっており、倉庫の出入り口に付属する踏み段だと考えられる。

6号建物は明治~大正期の図面に記載される「貨(荷)物上屋」に相当する。また、この南側に位置する1・2・4号布基礎および4号石垣は大正期に新設されたと考えられる線路の両側面に位置するプラットホームに相当する。1・4号布基礎・4号石垣は貨物上屋(6号建物)に伴う平面三角形のプラットホームに、2号布基礎は大正期に建設される貨物上屋のプラットホームに位置する。

7号建物は昭和期の「貨物上屋」に相当する建物である。また、この図面には貨物上屋を横切るクランクした破線が描かれている。5号石垣と交差する2号溝にも同様のクランクが見られる。なお、11号煉瓦遺構が5号石垣の南側に直交して接続しているが、関連する図面に、これに相当するものは確認できない。遺構の状況から5号石垣よりも後に造られており、昭和期にも煉瓦造の構造物が造られていたことが確認できた。

4.おわりに

2区の調査でも多くの遺構が確認され、図面資料と照合することができたが、図面と合致しないものや、記載のないものも多く、更なる検討が必要である。また、図面資料から構内配置の流れを概観すると、明治24年の開業時に造られた建物群は大正3年の駅の移転に伴って改変され、新たな建物が配置されていることがわかる。旧駅舎周辺は構内でも利用価値が高い場所であったため、移転直後に急ピッチで旧駅舎は解体され、倉庫・修繕工場などの新たな建物が建設されたことが推察される。周辺に混じり込む大量の煉瓦や瓦はその際に生じたものであろう。また、昭和に入ると旧駅舎の北側にあった明治期の建物群が解体され、新たに貨物上屋や貨物の搬出入用道路(敷石)などが建設されている。これは、自動車が急速に普及し始めた時期とも重なっており、時代の流れに対応して構内の配置も変化していったものと考えられる。



旧門司駅舎跡主な遺構配置図（上が南東、縮尺任意）